

# 逗子市人口ビジョン改訂(案)及び 第2期逗子市まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)に関するパブリックコメント結果

## ■パブリックコメント

○実施期間:令和2年2月27日～3月27日

○意見提出者:1名

○意見数:12件

○意見内容の概要

意見区分	件数
① 人口ビジョン改訂について	5
② 第2期逗子市まち・ひと・しごと創生総合戦略について	7
合計	12

○市の対応区分

対応区分	件数
○ 意見を反映する必要があると判断し、案を修正したもの	1
□ 案に反映済みであるもの	3
■ 今後の参考とするもの	1
▲ 意見を反映させず、案どおりにしたもの	7
合計	12

### 【対応区分】

○:意見を反映する必要があると判断し、案を修正したもの

□:案に反映済みであるもの

■:今後の参考とするもの

▲:意見を反映させず、案どおりにしたもの

番号	意見区分	意見（※一部表記を企画課において修正）	対応区分	市の見解
1	①人口ビジョン改訂について	42ページの「4 逗子市の人口の将来展望」の「1. 目指すべき将来の方向」の「(1) 人口の現状分析及び将来人口の推計のまとめ」で、「以上の分析……」として項目が羅列されていますが、例えば、「地域別では、新宿地区が他の地域に比べて大きく増加していますが……」はどのようなデータを分析し、その原因は何なのかがあまたく示されていません。 指摘した項目では、「3. 地域別人口の推移」から地域別では、新宿地区が他の地域に比べて大きく増加していますが……」など参照箇所を示して下さい。	○	ご指摘のとおり、わかりやすい内容とするためにも、次のとおり修正いたします。 例) 日本が2008年（平成20年）から人口減少社会に入った……推計されています。（p.2）
2	①人口ビジョン改訂について	42ページの「4 逗子市の人口の将来展望」の「1. 目指すべき将来の方向」の「(1) 人口の現状分析及び将来人口の推計のまとめ」で、「以上の分析……」として項目が羅列されていますが、例えば、「地域別では、新宿地区が他の地域に比べて大きく増加していますが……」はどのようなデータを分析し、その原因は何なのかがあまたく示されていません。 データで示された原因の分析（増減だけではなく、なぜ増減したのかの原因）も合わせて示して下さい。	▲	人口動向は様々な要因が複雑に絡み合った結果であり、明確に原因を特定することは困難であることから、原因の分析は記載しておりません。
3	①人口ビジョン改訂について	「第2期逗子市まち・ひと・しごと」では、「人口の現状分析及び将来人口の推計のまとめ」に対応した施策も記載されているのでしょうか。 「第2期逗子市まち・ひと・しごと」に記載されていない場合は、「逗子市人口ビジョン」に対策としての施策も盛り込んでください。	□	人口ビジョンにおいては、人口の現状分析及び将来人口の推計を踏まえて、人口減少社会に対する基本方針をお示ししています。（改定案ではp.43）その基本方針を実現するための目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたものが、まち・ひと・しごと創生総合戦略になります。
4	①人口ビジョン改訂について	改訂前ではどのような問題／課題に対して、どのような施策を講じ、その結果を示した上で、今回（改訂後）継続して行う施策と新たにを行う施策を一覧表で示して下さい。	▲	現行の人口ビジョンを踏まえ総合戦略に位置付けた主な取組みの実績とその効果検証については、逗子市まち・ひと・しごと創生総合戦略等推進会議において、毎年、実施状況の総合的な検証等に係る意見聴取を行うなど、PDCAサイクルによる進行管理を行っており、その結果をホームページ等で公開しています。 また、改定後も継続して行う施策と新しく行う施策の一覧については、総合戦略案の検討に当たっての資料として位置付けており、総合戦略に一覧表の記載はいたしません。

【対応区分】

○:意見を反映する必要があると判断し、案を修正したもの    □:案に反映済みであるもの    ■:今後の参考とするもの    ▲:意見を反映させず、案どおりにしたもの

番号	意見区分	意見（※一部表記を企画課において修正）	対応区分	市の見解
5	①人口ビジョン改訂について	43ページの「人口減少に取り組む基本方針」の「3. 健康長寿、健康寿命の延伸」と42ページから続く「……本市の現状と課題……」の「・2045年（令和27年）には老年人口は全体の42.5%を占め、約1.1人の生産年齢人口で1人の老年人口を支えることになる……」「・人口減少に伴う人口構成の変化は、生産年齢人口の減少による市民税収入の減少や老年人口の増加による社会保障費などの扶助費の増大……」とは矛盾している。（分析結果を反映した方針になっていない） 例えば、「ICTを活用した老年の健康環境整備」など老年の自立を援助する方針とすべきである。	▲	分析結果を踏まえた人口減少への対応として、自然増及び社会増を図る方法により歯止めをかけたいと考えています。一方で、高齢化が進み、社会保障費など扶助費の増加が見込まれることから、誰もがいつまでも健康でいきいきと暮らせるような環境整備も重要と考え、人口減少社会に対する基本方針を3点掲げております。これに対応する具体的施策としては、総合戦略案のp.40にお示ししています。
6	②第2期逗子市まち・ひと・しごと創生総合戦略について	23ページ「2. 基本的方向」→「[基本目標2] 基本的方向1」→「◇具体的施策」→「①移住・定住施策の推進」で、「☆空き家解消事業の推進」に関して、実績が示されていず、具体的な施策内容も記載されていない。	▲	「◇具体的施策」を推進する上での、主な取組みを丸数字以下「☆」「★」「・」でお示ししています。主な取組みについては、これまでの実績によらず、具体的施策を推進する上で、今後5年間に実施を想定している取組みも含めて幅広く記載しております。したがって、主な取組みの記載は列挙する形での記載にしています。
7	②第2期逗子市まち・ひと・しごと創生総合戦略について	24ページ「2. 基本的方向」→「[基本目標2] 基本的方向1」→「◇具体的施策」→「①移住・定住施策の推進」で、「住環境形成計画の推進」と記載されているが、施策の具体的な内容が記載されていない。	▲	
8	②第2期逗子市まち・ひと・しごと創生総合戦略について	32ページ「[基本目標3] 基本的方向3」→「◇具体的施策」→「①多様な働き手、柔軟な働き方への支援」で、「・高齢者の就労支援」と記載されている一方、「ICT（情報通信技術）の進化やグローバル化の進展などにより、……高齢者……働き手が多様化している」としていることから、高齢者におけるICT（情報通信技術）の習得度合いが就労支援の基本になるものと考え、このことから、「・高齢者の就労支援」に対する具体的な支援内容を記載する必要がある。	▲	
9	②第2期逗子市まち・ひと・しごと創生総合戦略について	施策が当初の目標に達していなかったとしたら、その分析と反省、再発防止策の記載も必要です。	■	

【対応区分】

○：意見を反映する必要があると判断し、案を修正したもの □：案に反映済みであるもの ■：今後の参考とするもの ▲：意見を反映させず、案どおりにしたもの

番号	意見区分	意見（※一部表記を企画課において修正）	対応区分	市の見解
10	②第2期逗子市まち・ひと・しごと創生総合戦略について	30ページ「[基本目標3] 基本的方向2」で、「本市では、大型店舗などの商業施設や大型都市施設が中心市街地にないため、市外から多くの客を呼び込める環境ではなく、買い物客等の市外流出の現象も見られます」と記載されているにもかかわらず、対応する施策が記載されていない。（この記載内容は逗子市の欠点ではないのか？） 逗子市としては、7ページの「[基本目標3] 逗子市に暮らしながら「しごと」の希望をかなえる」で「……本市の「しごと」に係る取り組みは、……市外で働く市民にとって豊かな住環境を整え、……」が大きな柱とするので、対応する施策を検討する必要はないと判断しているのか。	□	ご指摘いただきました箇所については、具体的施策「①商工業の活性化への支援」として、対応する取り組みを位置付けております。
11	②第2期逗子市まち・ひと・しごと創生総合戦略について	30ページ「[基本目標3] 基本的方向2」で、「……経営者の高齢化によりICT（情報技術）への対応が遅れている……」と記載されているにもかかわらず、これに対応した具体的な施策が「◇具体的施策」の「①商工業の活性化への支援」に記載されていない。	□	ご指摘いただきました箇所については、主な取組みの一つである「★商工業振興事業の推進」の中で、対応していく課題と考えております。
12	②第2期逗子市まち・ひと・しごと創生総合戦略について	38ページ「[基本目標4] 基本的方向2」→「◇具体的施策」→「①市民同士をつなぐ事業の推進」で、「★（仮称）自治基本条例検討事業の推進」が記載されているが、「自治基本条例」は「市民同士をつなぐ」ものではなく、「自治体の憲法」と定義されるものです。「自治体の憲法」すなわち、「自治体の組織・運営原則」と「自治体と市民間の権利義務関係」を記載しているものが、「自治基本条例」です。 言うまでもなく、憲法第92条の「地方自治の本旨」から自治の主体は市民です。自治体における議会及び行政は市民の信託により成立するものである以上、議会と行政及び市民の関係を明確化することが自治体に課せられた命題であると言えます。 お任せ民主主義から参加型民主主義へと市民が主体的に関わる自治体経営を志向している今こそ、3者がそれぞれの役割を果たしていくことに責任を持ち、総体的なレベルアップを図っていくことが求められます。 そのためには、2020年に学校教育で始まった「主権者教育」が一般市民に対しても行わなければならないのが前提となるはずで	▲	市民自治の推進に当たっては、市民同士のつながりが重要であるという観点から、「①市民同士をつなぐ事業の推進」に「★（仮称）自治基本条例検討事業の推進」を位置付けたものです。 なお、自治基本条例に関するご意見については、パブリックコメントの対象外であるため、参考意見とさせていただきます。

【対応区分】

○：意見を反映する必要があると判断し、案を修正したもの    □：案に反映済みであるもの    ■：今後の参考とするもの    ▲：意見を反映させず、案どおりにしたもの